

ECFA国民投票案に関する法的論争

林雍昇

行政院公投(公民投票)審議委員会は6月3日、台湾團結聯盟(以下、台聯)が提出していたECFAに関する公民投票案を案の定却下した。しかし、こうした台湾の民衆の権利を剥奪するようなやり方は、主権在民・直接民主の原則を完全に否定するものである。

公民投票法第10条第一項の規定によれば、今回の公民投票を提案するのに必要な提案人の人数は第12代総統・副総統選挙の有権者総数1,732万1,622人の1,000分の5、つまり8万6,608人以上となる。台聯の主導により集められたECFA公民投票提案人はすでに10万9,720人に達しており、これはもはや台聯一党に限られた問題ではなく(台聯の党員総数は1万5千人に満たない)、10万を超える民衆が直接の意思表示をしているのである。

さらに、許玉秀大法官は憲法解釈645号の協同意見書において「大多数の民衆が署名し提案した公民投票の目的、内容、範囲、その影響、関連する議題に関しては、開かれた過程の中で示されるべきであり、現代のあらゆる情報ツールを通じて広く知らしめるべきである。署名した民衆は個人の責任で署名しており、決して個人あるいは極少数の人間の恣意的な行動で行われたわけではない。そのため、提出された公民投票案の内容に不備があったり、現行制度と合致していない部分があったとしても、民主的正当性があるものと解する

べきである」としている。

このほか、現行の公民投票法第2条5項では「公民投票事項の認定は、公民投票審議委員会によって定める」と規定され、第34条でも「行政院は全国に公民投票審議委員会を設置し、以下の事項について審議する。一、全国公民投票事項の認定。二、第33条の規定に抵触するか否かの認定(第33条では、審議委員会を通過あるいは否決された事項は、3年以内に再提出することが出来ないと規定されている)」と規定している。

これらの規定は、行政院公民投票審議委員会が、民衆の提出した公民投票案に対して「実質審査」の権限を有しているものに等しい。こうした審議の構造は、決して国民主権の実現に寄与するものではなく、むしろ民衆の意思形成に対して制限を加えるものであり、主権在民の原則および直接民主の原則に違反するものと言わざるを得ない。

「民衆の発動による公民投票の場合、公民投票のテーマ設定の権利は公民投票権の重要な根幹をなすものである。どのように投票を実施するかについては、技術的な問題であり、行政機関が費用対効果を前提として決定、実施するものである。もしテーマの設定権が国民に属さないというのならば、公民投票権の行使は重大な制限を受けることになり、主権在民および直接民主の原則を破壊することにな

りかねない。」

主権在民の原則によれば、立法委員は有権者の選挙によって選ばれなくてはならず、言うまでもなく有権者の同意を必要としている。その目的は、有権者が立法委員に対して行政機関、すなわち行政院の監督を委託しているからであり、公民投票審議委員会も行政院に属する下部組織に過ぎない。今般、公民投票審議委員会が台聯の提出したECFA公民投票案を却下したが、主権を持つ有権者が明白かつはっきりした意見を持って投票案を提出したのにもかかわらず、なぜ、ただ国民から行政の監督を委託されたに過ぎない公民投票審議委員会による同意と許可を得なくてはならないのだろうか。こうした状況は本末転倒であり、完全に公民投票制度と民衆精神を顧みないものである。

実際、公民投票審議委員会は台聯のECFA公民投票案を否決、却下した背景には馬政権による圧力があっただけではない。さらに重要なのは、中国側からも巨大な圧力がかったということだ。従来から、中国は公民投票を洪水や猛獣のごとく恐れており、台湾の民衆が集団でいかなる意思を表現することにさえ強い警戒心を覚えて来たのだ。これまで中国側は常々、台湾の民衆の感情を尊重すると口にしてきた。しかし、この曖昧な統一のための宣伝は、いったん真実に迫ると豹変する。つまり、中国が台湾をコントロール出来ないということが分かったならば、中国側は台湾に対して何もさせてくれないということだ。今後、中国は

台湾が決定すべきあらゆる事項に口を挟み、やりたい放題することになりかねない。

こうした状況はまた、馬政府の希望とも合致して、台聯のECFA公民投票案を否決する結果となった。そこには、馬政府は今後一切、中国とのいかなる協議に際しても、民衆の同意を得ることを必要としたくないという希望が見え隠れする。また、民衆に与えられた公民投票提案という民意選択の機会さえも握りつぶし、馬政府の行政機関および絶対多数を誇る立法院によって台湾の前途を完全に決定しようとさえしているのだ。それは同時に、台湾の前途を、2,300万の台湾人自身には決めさせないということも意味している。

このため、ECFA公民投票案否決に対しては、グリーン陣営は次々と継続して投票案を提出していくほか、馬政府が独断専行で民意を顧みないため、国会および各縣市議員はより一層激しい抵抗運動を始めるべきである。最も重要なことは、台湾の民衆全体が連帯する必要がある際には、最も強烈な街頭闘争と社会運動の手段を採るべきであり、さもなければこうした状況が与えるマイナス面の影響は、取り返しのつかないものとなってしまいうだろう。また、この一事件の余波は収まることなく、5大都市選挙や将来の立法院、総統選挙の結果にまで影響を及ぼす火種となるであろう。B